

直方市IT事業者誘致補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき直方市IT事業者誘致補助金に関し必要な事項を定めることにより、本市における中心市街地へのIT事業等の集積と創業を促進し、もって新たな産業の創出による市内の地場産業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な事務所、店舗、工場等をいう。ただし、車両等による移動型店舗は含めない。
- (2) IT事業等 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類Gの中分類39に定める情報サービス業及び中分類40に定めるインターネット附随サービス業
- (3) 中心市街地活性化基本計画の計画区域内 直方市中心市街地活性化基本計画（平成21年6月30日内閣府認定）における計画区域内とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中心市街地活性化基本計画の計画区域内においてIT事業等を営むために事業所を新設し、又は移設する事業であり、かつ、交付決定後に着手し、交付決定の日が属する年度の3月10日までに完了の届出を提出できる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

- (1) 中心市街地活性化基本計画の計画区域内における事業所の移設
- (2) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、IT事業等を営もうとする者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法律に基づく許認可等（資格を含む。以下同じ。）が必要な場合は、その許認可等を有し、又はその取得が確実である者
- (2) 本市及び居住地の市町村税等に滞納がない者
- (3) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条に規定

する暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び暴力団関係者でない者
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額に2分の1を乗じて得た額又は500万円のいずれか低い額を上限とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。ただし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者は、補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額又は、500万円のいずれか低い額を上限とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

- (1) 補助事業の完了した日から1年を経過するまでの間、6月経過ごとに1回、計2回経過報告書を市長に提出すること。
- (2) 直方市が行う産業振興事業に協力すること。

2 補助金の額の算定に際し、1,000円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、当該年度に発生し支払が完了した別表第1に掲げるものとする。ただし、補助対象経費の総額が50万円未満のときは、補助対象としない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を既に受けている事業に係る経費
- (3) 住居部分等で直接事業の用途に付さない部分に係る経費
- (4) 消費税及び地方消費税相当額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、直方市IT事業者誘致補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 直方市IT事業者誘致補助金誓約書（様式第3号又は様式第4号）
- (4) 申請者が法人の場合は法人登記事項証明書の写し、個人又は任意の団体の場合は開業届の写し等創業を明らかにする書類

- (5) 事業所の賃貸借契約書の写し又は事業所を取得したことを証明する書類
- (6) 市町村税等完納証明書
- (7) 見積書の写し
- (8) 事業所の現況写真
- (9) 工事図面等
- (10) 工程表
- (11) 補助対象事業の実施箇所図
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付するものと決定したときは直方市IT事業者誘致補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないものと決定した場合は直方市IT事業者誘致補助金不交付決定通知書（様式第6号又は様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定について、条件を付すことができる。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容及び補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直方市IT事業者誘致補助金変更承認申請書（様式第8号又は様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 変更後の工事見積書の写し
- (4) 変更後の工事図面等
- (5) 工事内容の変更予定箇所の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項に規定する場合において次の各号のいずれかに該当するときは、変更の承認を受ける必要はない。

- (1) 前条第1項において決定した補助金の額（以下「交付決定額」という。）に変更がなく、かつ、補助対象経費総額の20パーセント以内の増減の場合

(2) 補助目的に影響がない事業計画の細部の変更である場合

3 事業内容の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合でも、交付決定額は変更しないものとする。

(変更後の交付決定)

第10条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、直方市IT事業者誘致補助金変更承認決定書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、直方市IT事業者誘致補助金実績報告書（様式第11号又は様式第12号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日とする。

(1) 設置後の設備等の現況又は稼働状況が分かる写真

(2) 経費の支払を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、直方市IT事業者誘致補助金交付額確定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の補助金の請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業完了の日から5年を経過せずに、補助対象となる事業所を閉鎖したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(財産の処分等の制限)

第16条 補助対象事業者は、補助金により取得又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価10万円以上の備品及びその他の財産を、事業完了の日から5年の間は、補助金の交付目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ直方市IT事業者誘致補助金財産処分承認申請書（様式第14号又は様式第15号）を市長に提出し、その承認を得た場合はこの限りでない。

(関係書類の保存)

第17条 交付決定者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年を経過するまでの間、関係書類を保存しなければならない。

(現地調査等)

第18条 市長は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年を経過するまでの間、交付決定者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に助成金の交付を受けた者における第16条及び第17条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

(1) 店舗部分と住宅の分離に関する工事費
(2) 既存設置物の撤去費及び処分費
(3) 店舗の内外装工事費

(4)通信設備に係る工事費
(5)什器及び備品の購入費（本体価格1品1万円以上）
(6)事業所の賃料（最大3月分）
(7)事業所のインターネット通信料（最大3月分）
(8)ソフトウェア及び設備機器賃借料（最大3月分）
(9)広告料（広告宣伝費）
(10)事業所の開設準備のための旅費及び交通費
(11)その他、市長が認めるもの

※(9)広告料（広告宣伝費）及び(10)事業所の開設準備のための旅費及び交通費については、補助対象経費総額の10パーセント以内を補助対象経費とする。